

民商だより



川越・東松山民主商工会 2020年9月2日 NO.29

川越市小仙波町 3-15-5 TEL049-222-4344 FAX 049-225-0340

民商の新ホームページ <http://www.kawagoehigasimatuyama.org/>

令和2年分の申告（年末調整、来年の確定申告分）から青色申告特別控除額と、基礎控除の控除額が変わります

以前にも民商だよりでお伝えをしましたが、税制改正により令和2年分から今まで38万円だった基礎控除額が48万円へ増額し、青色申告特別控除額、給与所得控除額が減額になります。住民税の基礎控除も33万円から43万円へ引き上げられます。

青色申告の65万円控除は55万円控除へと減額となりますが、今月中9/30までに電子帳簿保存法の承認申請書を税務署に提出することで、今年分から変わらず65万円の控除を受けることができます。

電子帳簿保存とは

パソコンの会計ソフトを使用して帳簿を作成している方が対象です。

民商では毎週木曜日に行っている自主計算会において市販の会計ソフトである弥生会計を勧めています。仕訳の修正や削除訂正などの記録が保存できる他の会計ソフトでも申請が出来ます。

簡易帳簿にて青色申告の10万円控除を受けている方は、今回の改正での変更はありません。

毎週木曜日は自主計算会を行っています

毎週木曜日、隔週で川越事務所、東松山センターにて自主計算会を開催していますが、現在コロナウイルスの影響で、まとまって自主計算会が出来ません。参加される方は、事前にご連絡をください。

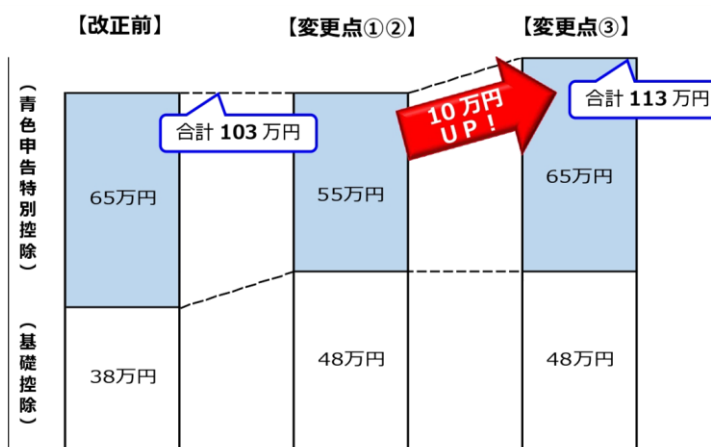
9/17（木）の川越事務所での自主計算会内において、青色申告の電子記録保存申請書の作成班会を行います。今まで65万円控除を受けている方、今年から65万控除を受けたい方は、13:30~16:00で民商川越事務所での班会にご参加ください。ウイルス蔓延防止のため、事前予約をお願いいたします。

青色申告65万控除への電子帳簿保存申請書の作成班会

9/17（木） 13:30~16:00 川越事務所にて

現在利用しているパソコンのメーカー、機種名、使用している会計ソフト名を確認してください。ノートパソコン等でしたら持参ください。認印が必要です。三文判をご用意ください。

都合の悪い場合は、別日でも対応します。事前にご連絡ください。



10/1酒税率改正に伴う還付関係書類が届いています

今年10/1に酒税率が改正され、酒税の引き上げ、引き下げが実施されます。それに伴い、10/1時点で在庫として残っている酒類において、税額の差額により還付税が発生する酒類、飲食店などが還付申告をすることが可能です。

【還付対象者】

酒類を商売のために扱う事業者。

酒店、スーパーなど酒類を販売する小売店。

飲食店、居酒屋、スナック、バーなどアルコールを提供する飲食店。

酒を製造している店、販売目的ではなく自分で飲むための在庫は還付申請できません。

【還付申請の例】

- ①居酒屋を営業。10/1の0時時点で、瓶ビール633mlが100本在庫。
→63.3リッターが在庫なので、1266円が還付金として申請可能。
- ②スーパーを経営。10/1の0時時点で、麦芽50%以上の発泡酒1000缶（350リットル）、新ジャンル=第3のビール500缶（175リットル）が在庫。
→350リットル7,000円還付、4,900円納付なので、差し引き2,100円が還付金として申請可能。
- ③ラーメン屋を営業。たまたま在庫が少なく、缶ビール2本が在庫。
→0.7リットルなので、14円が還付金として申請可能。
- ④自販機販売業。缶の梅酒350mlが500本在庫。
→17.5リットルで計算上は1,750円の追加納付となるが、基準在庫量に満たないため申請と納付は行わない。

還付に関しては、申請を行うかどうかは任意申請となります

10/1時点で在庫が1,800リットル（350mlの缶ビールで5,142本分）以上の方は必ず申請が必要ですが、それ以下の方は任意申請です。還付額が少ない、書類作成がめんどくさい人は行わなくても構いません。

しかし少額でも還付は還付です。民商と一緒に申請書作成して、還付税をもらっておきましょう。申請期限は11/2までとなります。

2 対象酒類と1リットル又は1本当たりの引上げ・引下げ額

引上対象酒類	酒類	1ℓ当たり	引上げ・引下げ額
引上対象酒類	いわゆる「新ジャンル」	1ℓ当たり	28円
	果実酒 ※	1ℓ当たり	10円
引下対象酒類	ビール	1ℓ当たり	20円
	発泡酒 (麦芽比率50%以上)	1ℓ当たり	20円
	発泡酒 (麦芽比率25%以上50%未満)	1ℓ当たり	11円
	その他の醸造酒 ※	1ℓ当たり	20円
	清酒 ※	1ℓ当たり	10円
	雑酒 ※ (みりん類以外)	アルコール分21度未満 アルコール分21度以上	1ℓ当たり

「民商公式LINE」の登録を！

会員・読者さんのお知らせをしています、民商の公式ライン登録を！週1回のニュースでは、情報が間に合わなくなっています。不定期ですが、新規情報をお伝えします。QRコードで登録できます。国保などの申請減免書類は、HPでDLできるようになっています。